

令和 3 年第 1 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 3 年 3 月 15 日提出 追加議案第 1 号～第 6 号)

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整理に関する条例の制定について	P 3
2	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P 3
3	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 4
4	令和2年度さくら市一般会計補正予算（第14号）	P 4
5	令和3年度さくら市一般会計補正予算（第1号）	P 5
6	第2次さくら市総合計画基本構想の変更について	P 6
7	議案説明資料 参照法令等	P 8
8	押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文	P 9
9	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文	P 14
10	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 19

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 3 件、予算 2 件及びその他の議案 1 件であります。

追加議案第 1 号は、押印等を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、市の行政手続等において求めている押印等を廃止することによりデジタル化を推進し、市民等の負担を軽減するとともにその利便性向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 2 号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の定義規定

が変更されたため、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 3 号は、さくら市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、予防接種事故調査委員会において、医学的、法律的
見地から調査を行う必要があるため、医師、弁護士を委嘱する
に当たり、新たにそれぞれの報酬額を定めるため、所要の改正
を行うものであります。

追加議案第 4 号は、令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第
14 号）であります。

今回の補正予算は、令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第
13 号）から 3,671 万 3 千円を減額し、予算の総額を 246 億 1,000
万 3 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、学校保健特別対策
事業費補助金 480 万円を追加、19 款繰入金で、減債基金繰入金
1 億 5,131 万 1 千円を減額、22 款市債で、減収補填債 1 億 5,790

万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、4 款衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費 4,632 万 1 千円を減額、10 款教育費で、小学校運営事業費 720 万 6 千円、中学校運営事業費 240 万 2 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、氏家駅東地区魅力向上事業ほか 2 件を追加、新型コロナウイルスワクチン接種事業を変更するものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、コールセンター・集団接種対応業務委託の限度額を変更するものであります。

第 4 表地方債の補正は、減収補填債を追加するものであります。

追加議案第 5 号は、令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、令和 3 年度さくら市一般会計予算に 4 億 8,401 万 6 千円を追加し、予算の総額を 192 億 6,401 万 6 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 1 億 3,051 万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 6,800 万円、21 款諸収入で、中小企業振興資金融資預託金回収金 5 億円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、4 款衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費 8,398 万 4 千円を減額、7 款商工費で、中小企業振興資金融資事業費 5 億 5,000 万円、新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金事業費 1,800 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表債務負担行為の補正は、新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金事業を追加するものであります。

追加議案第 6 号は、第 2 次さくら市総合計画基本構想の変更についてであります。

本案は、将来都市像及び市政の基本的な考え方を示す第 2 次さくら市総合計画基本構想のうち将来の人口展望、財政の見通し等を変更するため、さくら市総合計画条例第 6 条の規定によ

り、議会の議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

□ さくら市総合計画条例（平成 27 年さくら市条例第 15 号）（抄）

（議会の議決）

第 6 条 市長は、基本構想を策定又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市固定資産評価審査委員会条例（平成17年さくら市条例第28号）（第1条関係）（1/2）

改 正 案	現 行
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p>
<p>4・5 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない</u></p> <hr/>	<p>5・6 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p>
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(口頭審理)</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(口頭審理)</p>
<p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない</u></p> <hr/>	<p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</u></p>
<p>(1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p> <p>8 <u>前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない</u></p> <hr/>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p> <p>8 <u>前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p>
<p>(1)～(5) 略</p> <p>(実地調査)</p>	<p>(1)～(5) 略</p> <p>(実地調査)</p>
<p>第9条 略</p> <p>2 <u>前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない</u></p> <hr/>	<p>第9条 略</p> <p>2 <u>前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p>
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p>
<p>第12条 略</p>	<p>第12条 略</p>

押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市固定資産評価審査委員会条例（平成17年さくら市条例第28号）（第1条関係）（2/2）

改 正 案	現 行
<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しな<u>け</u>れ<u>ば</u>ならない</p> <hr/> <p>_____。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に<u>関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しな</u>ければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年さくら市条例第36号）（第2条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、<u>職員</u>のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は_____、宣誓書（別記様式）を任命権者に提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、職員サービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が別に定める_____。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 _____ 名</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条に基づき_____職員サービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者の面前において、宣誓書（別記様式）に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、職員サービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が<u>定めることができる。</u></p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 _____ 名[㊟]</p>

押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市学校職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年さくら市条例第84号）（第3条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条_____に規定する市町村立小中学校等職員としてさくら市立学校（さくら市立学校の設置に関する条例（平成17年さくら市条例第89号）第2条に規定するさくら市立学校をいう。）に勤務する職員（以下「学校職員」という。）のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに学校職員_____となった者は、_____の宣誓書（別記様式）を教育長に提出しなければならない。</p> <p>_____。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか____、学校職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、教育基本法の精神に即した教育を実施すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定するさくら市立小学校及び中学校職員（以下「職員」という。）_____のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たにさくら市学校職員（以下「学校職員」という。）となった者は、教育長又はさくら市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める上級の公務員の前で宣誓書（別記様式）に署名し、これを朗読してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるものを除くほか、学校職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、教育委員会が_____定める。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、ここに 主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、教育基本法の精神に即した教育を実施すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ ㊟</p>

押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市火入れに関する条例（平成17年さくら市条例第141号）（第4条関係）（1/1）

改 正 案		現 行	
様式第1号（第2条関係）		様式第1号（第2条関係）	
<p style="text-align: center;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>さくら市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____</p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく 「さくら市火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。</p>		<p style="text-align: center;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>さくら市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____[㊟]</p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく 「さくら市火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。</p>	
火 入 地	所在地		
	所有者 (管理者)		
	地種区分	保安林()、普通林、原野、 その他()	保安林()、普通林、原野、 その他()
	所有区分	国有地()、公有地()、 私有地()	国有地()、公有地()、 私有地()
	面積	総面積 ヘクタール	総面積 ヘクタール
火入れ期間	年 月 日～年 月 日 (日間)	年 月 日～年 月 日 (日間)	
火入れ目的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採 草地改良	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採 草地改良	
火入れ方法		火入れ方法	
防 火 体 制	火入従事者	男 人、女 人、計 人	男 人、女 人、計 人
	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メートル	延長 メートル、幅員 メートル
	器 具		
火入責任者		火入責任者	
備 考		備 考	
(注) 1 保安林の()の中には保安林種を記入 2 その他の()には土地現況を記入 3 所有区分の()には、所有形態の細部(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入		(注) 1 保安林の()の中には保安林種を記入 2 その他の()には土地現況を記入 3 所有区分の()には、所有形態の細部(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入	

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧
対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市国民健康保険条例 (平成 17 年さくら市条例第 121 号) (第 2 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等 (所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与 (健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。) を除く。以下同じ。) の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) である感染症をいう。以下同じ。) に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。) は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から、その労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6～10 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等 (所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与 (健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。) を除く。以下同じ。) の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (<u>新型コロナウイルス等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症 (以下「新型コロナウイルス感染症」という</u></p> <hr/> <p>。)) に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。) は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から、その労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6～10 略</p>

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧
対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例(令和2年さくら市条例第13号)(第4条関係)(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータ</u> <u>コロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月</u> <u>に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人</u> <u>に伝染する能力を有することが新たに報告されたも</u> <u>のに限る。)</u>である感染症をいう。以下同じ。)に対 する施策に係る事業に要する経費の財源を確保する ため、さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金 (以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエ</u> <u>ンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附</u> <u>則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス</u> <u>感染症</u> <u>_____をいう。以下同じ。)</u>に対 する施策に係る事業に要する経費の財源を確保する ため、さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金 (以下「基金」という。)を設置する。</p>

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧
対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資に係る利子補給金運用基金条例 (令和2年さくら市条例
第31号) (第5条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 市が、<u>新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u>である感染症をいう。)の感染の拡大により売上高の減少その他の被害を受けた中小企業者 (中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号) 第2条に規定する中小企業者をいう。)を支援するために行う融資 (以下「特別資金融資」という。)に係る利子補給金を交付する事業に要する経費の財源に充てるため、さくら市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資に係る利子補給金運用基金 (以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市が、<u>新型コロナウイルス感染症 (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。)の感染の拡大により売上高の減少その他の被害を受けた中小企業者 (中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号) 第2条に規定する中小企業者をいう。)を支援するために行う融資 (以下「特別資金融資」という。)に係る利子補給金を交付する事業に要する経費の財源に充てるため、さくら市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資に係る利子補給金運用基金 (以下「基金」という。)を設置する。</p>

さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年さくら市条例第44号)

(1/1)

改 正 案			現 行		
別表 (第2条、第4条関係)			別表 (第2条、第4条関係)		
区分	報酬の額	略	区分	報酬の額	略
略	略	略	略	略	略
市医	略		市医	略	
予防接 種事故 調査委 員会委 員	医師 <u>日額 20,000円</u>		略	略	
	弁護士 <u>日額 15,000円</u>				
略	略				